

## ケーブルメディア四国契約約款(高松市市街地区・塩江地区・三木町)

株式会社ケーブルメディア四国(以下「当社」という。)と当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という。)との間で結ぶ契約は、次の条項によります。

**(当社が提供するサービス)**

当社は、当社がサービスを提供している区域(以下「業務区域」という。)内において、加入者に次のサービスを提供いたします。

- (1) デジタル契約(別表に定めるデジタル契約に付属するサービスメニューのもの)
  - デジタルセッットトップボックス(以下「STB」という。)を貸すことで、下記のサービスを提供します。ただし、(ロ)、(ハ)のサービスは、(イ)のサービスと合わせて提供することといたします。
  - 基本サービス
    - 民間放送のテレビジョン放送及びFM放送の有線による同時再放送。
    - NHKのテレビジョン放送及びFM放送の有線による同時再放送。
    - 自主番組の有線による放送。
    - 光ベーシック レコパック、光ベーシックプラス レコパック、光ベーシックプラス レコパックmini及び光デラックス レコパック、光ベーシック レコパックmini(以下「レコパック」という。)における外付け録画装置の貸与。
  - 特別サービス
    - WOWOW放送(以下「WOWOW」という。)のテレビジョン放送の有線による同時再放送。
    - 基本サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「特別チャンネル」という。)の有線による放送。
    - 基本サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「STB タイプI」という。)、トライルチューナー内蔵4KSTB及びハードディスク内蔵4KSTB(以下「STB タイプII」という。)、トライルチューナー内蔵4KSTB及びハードディスク内蔵4KSTB(以下「STB タイプIII」という。)の貸与

(ロ)上記に附するサービス

(ハ) WOWOW放送(以下「WOWOW」という。)のテレビジョン放送の有線による同時再放送。

(イ) 基本サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「特別チャンネル」という。)の有線による放送。

(ロ) 基本サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「STB タイプI」という。)、トライルチューナー内蔵4KSTB及びハードディスク内蔵4KSTB(以下「STB タイプII」という。)の貸与

(ハ) 上記に附するサービス

(イ) 基本サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「特別チャンネル」という。)の有線による放送。

(ロ) 特別サービス

(ハ) 民間放送のテレビジョン放送及びFM放送の有線による同時再放送。

(イ) NHKのテレビジョン放送及びFM放送の有線による同時再放送。

(ロ) 自主番組の有線による放送。

(ハ) 光ベーシック レコパック、光ベーシックプラス レコパック、光ベーシックプラス レコパックmini及び光デラックス レコパック、光ベーシック レコパックmini(以下「レコパック」という。)における外付け録画装置の貸与。

(ロ) 特別サービス

(ハ) WOWOW放送(以下「WOWOW」という。)のテレビジョン放送の有線による同時再放送。

(イ) 基本サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「特別チャンネル」という。)の有線による放送。

(ロ) 特別サービス

(ハ) 民間放送のテレビジョン放送及びFM放送の有線による同時再放送。

(イ) NHKのテレビジョン放送及びFM放送の有線による同時再放送。

(ロ) 特別サービス

(ハ) WOWOWのテレビジョン放送の有線による同時再放送。

(イ) 基本サービスに付加した別料金に基づく、STB タイプII、シングルチューナー内蔵4KSTB(以下、「STB タイプIII」という。)の貸与。

**(契約の単位)**

第2条 加入契約は、原則として1引込線ごとに締結します。

2 1引込線に複数の世帯・企業等を接続する場合は、各世帯・企業ごとに加入契約を締結します。

**(契約の成立)**

第3条 加入契約の成立は、加入申込者があらかじめこの契約を承認し、別に定める様式の加入申込書を当社に提出し、当社がこれを承認したときとします。当社は次のいずれかの場合には、その申込を承認しないことがあります。

(1) サービスを提供すること、または保証することが技術上もしくは経費上困難なとき。

(2) 申込者がサービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(3) 申込者がサービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社から判断したとき。

(4) 加入申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(5) 当社サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等の反社会的勢力に属するとき。

**(契約成立後の解除について)**

第4条 第3条において契約が成立した場合においても、次のいずれかの場合には当社はその契約を解除できるものとします。

(1) サービスの提供エリアであったとき。

(2) サービスの提供エリア内であっても、外線ルート、建物設備の状況等によりサービスの提供が困難であると判断したとき。

(3) 建物所有者等の意向により、サービスの提供が困難であると判断したとき。

**(加入金、引込工事費及び宅内工事費)**

第5条 加入者は、別表の料金表1及び2に定める加入金、引込工事費及び宅内工事費を当社に支払っていただきます。ただし、社団法人日本CATV連盟の加入者を受け入れ制度に加入している会社とCATVの加入契約を締結していたお客様がその加入契約の終了から7日以内にそのサービスエリーフから当社のサービスエリーフ内に転入された場合、その転入の日から1ヵ月以内に所定の手続きをとったときと加入金の支払いが不要となります。

**(サービス提供開始日)**

第6条 加入者宅で、当社が指定する工事店による工事と映像確認がなされた日をもって、サービス提供開始日といたします。なお、契約変更については、加入者の申込みにより映像を送信し始めた日をサービス提供開始日とします。

**(基本利用料)**

第7条 加入者は、基本利用料をもって、デジタル契約の場合には、第1条(1)(イ)に定めるサービスの提供を、再送信契約の場合には、第1条(2)(イ)に定めるサービスの提供を各々受けることができます。

2 加入者は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から、別表の料金表3に定める毎月の基本利用料を支払っていただきます。

3 基本利用料の算定は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から別表の料金表1に定める基本利用料(月毎)を支払っていただきます。

4 加入契約を変更する場合、変更後の属する月の翌月から別表の月基本利用料を支払っていただきます。ただし、変更に際して、幹線の張り替え、STBの設置撤去等の工事が必要な場合工事完了月の翌月1日から変更後の基本利用料を支払っていただきます。

5 加入者の責に帰さない事由により、当社が提供する放送サービスを加入者の申し出を受けた当社が知り得た日から、5日以上提供しなかった場合においては、当社は当該月分の基本利用料を請求しません。ただし、加入者都合により当社が故障復旧できなかった期間は含みません。

**(最低利用期間)**

第8条 当社が提供するサービスの内、第1条にある(1)(イ)および(2)(イ)については、最低利用期間を12ヵ月とします。なお、1ヵ月目は第6条で定めるサービス提供開始日の翌月末とします。

2 加入者は、前項の最低利用期間内に加入契約の解約があった場合は、別表の料金表8に定める違約金を負担していただきます。なお、契約変更については適用外とします。

3 本条項は、平成23年4月1日以降の新規加入者および再送信契約からデジタル契約への変更加入者に適用します。

**(特別チャンネル)**

第9条 第1条(1)(ロ) (ハ) に定めるサービスの提供を受ける加入者は、第7条の基本利用料に加えて、別表の料金表4に定める特別チャンネル利用料を支払っていただきます。

2 特別チャンネルの視聴料は、STB毎・チャンネル毎・月毎の契約とします。

3 特別チャンネル利用料の算定は、サービスの提供を受け始めた日の属する月から月分の特別チャンネル利用料を支払っていただきます。

4 加入者の責に帰さない事由により、当社が提供する放送サービスを加入者の申し出を受けた当社が知り得た日から、5日以上提供しなかった場合においては、当社は当該月分の特別チャンネル利用料を請求しません。ただし、加入者都合により当社が故障復旧できなかった期間は含みません。

**(STB タイプI、STB タイプII、STB タイプIII)**

第10条 第1条(1)(ロ) (ハ) に定めるサービスの提供を受ける加入者は第7条の基本利用料に加えて別表の料金表5に定めるSTB タイプI、STB タイプII、STB タイプIIIの利用料を支払っていただきます。

2 STB タイプI、STB タイプII、STB タイプIIIの利用料は、STB毎・月毎の契約とします。

3 STB タイプI、STB タイプII、STB タイプIIIの利用料の算定はサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月1日から歴月を単位にしています。加入契約又は別表の料金表3に定める毎月の基本利用料を支払っていただきます。

4 加入契約を変更する場合、変更後の属する月の翌月から別表の月基本利用料を支払っていただきます。ただし、変更に際して、幹線の張り替え、STBの設置撤去等の工事が必要な場合工事完了月の翌月1日から変更後の基本利用料を支払っていただきます。

(NHK・WOWOWとの関係)

第11条 本契約に定める加入金、基本利用料、特別チャンネル利用料及びSTB タイプI、STB タイプII、STB タイプIII利用料にはNHKの受信料(地上波及び衛星放送波の受信料)は含まれていません。

このため、NHKと受信契約を締結していない加入者は、別途、NHKと所定の受信契約を締結していただきます。なお、加入者はその選択により当社の基本利用料にNHKの受信料を合算し、支払うことができます。ただし、当社を通じてNHKの地上波及び衛星放送波を受信している加入者に限ります。

2 本契約に定める加入金、基本利用料、特別チャンネル利用料及びSTB タイプI、STB タイプII、STB タイプIII利用料には、WOWOWの視聴料は含まれれません。このため加入者がWOWOWの視聴を希望する場合は別途WOWOWと所定の視聴契約を結んでいただきます。

**(各種料金の支払方法等)**

第12条 加入者が当社に用いた別表の料金表に定める料金の支払いは、原則として、当社の指定する定期(以下「定期支払日」という。)に、

指定金融機関の口座振替または指定クレジットカード会社のクレジットカード払いにより行います。この場合、当社は、原則として請求書もしくは領収書は発行いたしません。

2 加入金及び引込工事費は、サービスの提供を受け始めた日(第25条の場合においては、転居先でサービスの提供を受け始めた日)の属する月の定期支払日までに支払っていただきます。

3 基本利用料、特別チャンネル利用料、STB タイプI、STB タイプII、STB タイプIII利用料には別表の料金表7に定める諸手数料及び料金表8に定める違約金は、当該月の翌月の定期支払日までに支払っていただきます。

4 別表の料金表7に定める違約金は、移転が完了した日の属する月の翌月の定期支払日までに支払っていただきます。

**(加入申込みの撤回)**

第13条 加入申込者は、当社から交付する契約確認書を受領したとみなされる日から起算して3日を経過するまでの間、書面により申込を撤回する事ができます。なお、契約確認書を受領したときは、当社より返却後3日を経過した日とします。

2 前項の規定による加入申込みの撤回は、同項の事項を発した時にその効力を生じます。

3 第1項の加入申込みの撤回があった場合、当社は加入金、引込工事費及び宅内工事費はいたしません。ただし、引込工事、宅内工事を実施済みの場合は、別表の料金表2に定める宅内工事費を上限額とし、実際に工事に要した費用を支払って頂きます。

**(加入契約の解約)**

第14条 加入者は、当社に申し出ることにより、加入契約を解約することができます。

2 加入契約の解約の場合、加入金及び引込工事費の払い戻しはいたしません。

3 加入契約の解約の場合、当社は当社が設置した設備を撤去することを原則とします。この場合、加入者には別表の料金表7に定める工事費・解約手数料及び料金表8に定める違約金を支払っていただきます。ただし、平成23年4月1日以降の新規加入者および再送信契約からデジタル契約への変更加入者のうち、レコパック以外の加入者については、解約手数料はいたしません。なお、当社が設備の撤去を行なう際に、加入者が所有又は占有する敷地・建物・構築物・アンテナ配線等の復旧を要する場合、その費用は加入者に負担していただきます。

**(名義変更)**

第15条 加入者は、次の場合、当社に書面で申し出ることにより、加入者の名義を変更することができます。この場合、新加入者が既加入者の権利及び義務を引き継ぐこととします。

(1) 相続又は法人の合併の場合。

(2) 新加入者が既加入者の同意を得て、同一の加入場所において同一の加入契約で当社のサービスの提供を受ける場合。

**(加入申込書記載事項の変更)**

第16条 加入者は、加入申込書の記載事項の変更を希望する場合には、文書により当社に申し出るものとします。

**(加入者の義務)**

第17条 加入者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が、加入契約に基づいて設置した設備を変更・移動・取り外しをしないこと。

(2) 当社が貸与するSTB及び外付け録画装置は責任を持ってこれを管理・保管し、変更・分解又は損壊しないこと。

(3) 加入契約に基づいた数量以外のSTB等を接続して視聴しないこと。

(4) 加入者は、当社または当社の指定する設置の設置、調査、修理、撤去等を行うため、加入者が所有もしくは占有する土地、建物、構築物等への立ち入りおよび無償使用することを承認すること。

(5) 加入者は、当社のサービスを受ける事について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、予め必要な承認を得ておくものとし、この事に関して責任を負うこと。

(6) 加入者が、録音・録画等により、当社のサービスを第三者に供給する事は、法令により禁止されています。

2 加入者が前項に違反して不正に視聴した場合は、当該視聴を始めた日又はその日が確定できないときは当該視聴を始めたと当社がみなす日にさかのばり、当該利用料を当社が指定する期日までに支払っていただきます。

3 加入者は、第1項に違反して、設備及びSTB及び外付け録画装置を変更・損壊又は失等をしたときは、当社が指定する期日までにその補完、修理その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただきます。

**(加入者の義務違反による停止及び解約)**

第18条 当社は次のいずれかの場合には、加入者の